

ヤミ
金
元
寇

撲滅

ヤ
ミ
金

第三版

ヤミ金には絶対払わない!
ヤミ金を完全に撲滅し、根絶させ、
ヤミ金被害のない社会をつくろう!!

【基礎知識編】

1 ヤミ金って何？

いま、日本中に「お金を貸します」という広告があふれています。テレビをつけると「ご利用・ご返済は計画的に」のCM、「電話一本融資」の広告、電車に乗ると「おまとめローン」の広告、町を歩くと「ブラックOK、即刻融資」の貼り紙、雑誌を買えば「自社貸付け、100%融資」の広告、家に帰れば「50万まで審査済み、来店不要、全国ATMをご利用になれます」のダイレクトメール、最近では携帯電話やメールが主流になり「審査済み、ご融資させていただきますよ、いかがですか？」。

どれがヤミ金で、どれがサラ金？あれは銀行？ほんとうに、分かりづらくなっているかも知れません。最初は、いちばん素朴な疑問から。



「ヤミ金って、何？」

ヤミ金は犯罪です



「……犯罪って、どうして？」

ヤミ金の高金利は、出資法違反です



「ヤミ金は出資法違反、ではサラ金は？」

出資法には違反しないけれども、利息制限法に違反する金利（グレーゾーン金利）を取っている貸金業者は、サラ金と呼ばれてきました。

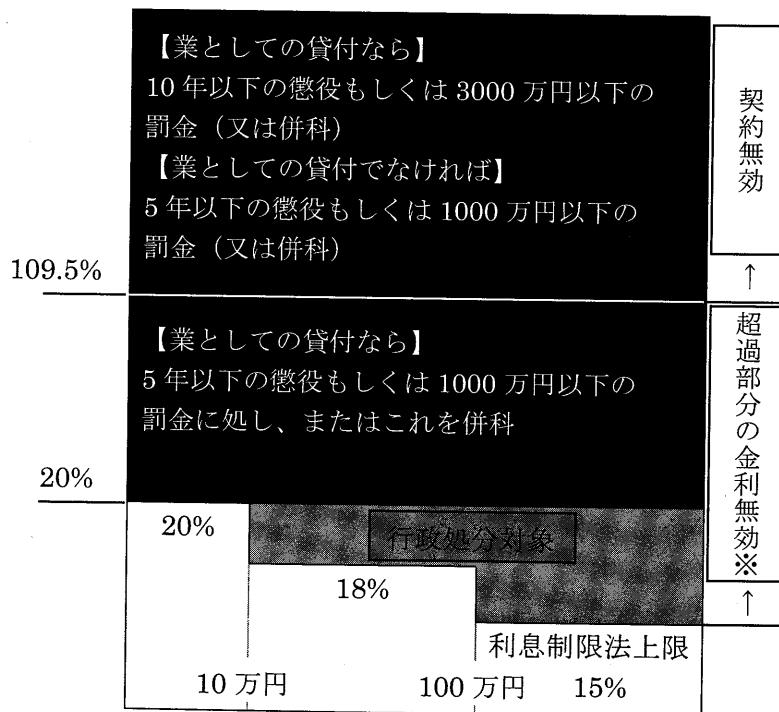
ヤミ金の場合、「金融」「貸金」というのは見せかけで、架空請求や融資保証金詐欺のように犯罪の手口のひとつだと考える方が当たっています。

2 ポイントは出資法

出資法には、高金利を犯罪として処罰するという条文があります。どれくらいの高金利かというと、①業としてでない金銭の貸付けなら、年109.5%を超える高金利（出資法5条1項）、②業としての金銭の貸付けなら、年20%を超える高金利（出資法5条2項）が、犯罪となります（5年以下の懲役等）。また、③業としての金銭の貸付けで、年109.5%を超える高金利（出資法5条3項）は、さらに罰則が重くなります（10年以下の懲役等）。出資法違反は、刑事事件です。

利息制限法は、制限を超える部分について利息を無効にするということを定めています。どれくらいの制限かというと、①元本が10万円未満の場合は年20%、②元本が10万円以上100万円未満の場合は年18%、③元本が100万円を超える場合は年15%です（利息制限法1条）。

* ヤミ金事件では、利息制限法は使いません。（→「借りたものを返せに騙されるな」を参照。）



サラ金とヤミ金の区別は、出資法違反かどうか、つまり業としての貸付の金利が、年20%を超えているかどうかです。

【基礎知識編】

3 利率を計算してみよう

利息の計算は、「かけ算」「わり算」です。

$$\text{利息} = \text{貸付金} \times \text{利率} \times \text{日数} \div 365$$

利率を求めるには、式をひっくり返して

$$\text{利率} = \text{利息} \times 365 \div \text{日数} \div \text{貸付金}$$

この計算式で出てくる利率は、小数点以下の「0.**」ですが、「パーセント」で表した方が分かりやすいので、100をかけます。

$$\text{利率（%）} = \text{利息} \times 365 \div \text{日数} \div \text{貸付金} \times 100$$

具体例にあてはめて計算してみましょう。

「10万円貸して、10日後に13万円で完済。完済できないときは利息として3万円払えば、あと10日間ジャンプ（期間延長）できる」という場合、

貸付金は10万円、日数は10日間、利息は3万円だから、

$$\text{利率（%）} = \text{利息} \times 365 \div \text{日数} \div \text{貸付金} \times 100$$

$$= 30,000 \times 365 \div 10 \div 100,000 \times 100$$

$$= 1,095$$

年利1,095%で計算は合っています。10日で3割、トサンは、年利1095%です。



最初に3万円の利息を引かれて、手取りが7万円、完済なら10万円、ジャンプ金（利息）は3万円、という場合は？

出資法の利率計算では、実際の手取り額を貸付額として計算します（出資法5条の4第2項）。

$$\text{利率（%）} = \text{利息} \times 365 \div \text{日数} \div \text{貸付金} \times 100$$

$$= 30,000 \times 365 \div 10 \div 70,000 \times 100$$

$$= 1,564$$

年利1,564%でした。トサンよりも、もっと利率が高くなります。

【基礎知識編】

4 ヤミ金にはいろいろあります

090金融

携帯電話番号の貼紙やチラシ広告、電子メールやDM等で勧誘する。無登録業者で店舗はなく書類も作らない。対面で貸付けや取立てを行う業者もいる。実態は出資法違反の高金利貸付け業者。

無登録ヤミ金

登録は取らず、他人名義の携帯電話、他人名義の預金口座で身元を隠す。名簿屋から名簿を買い、電子メールやDM・電話等で全国各地の多重債務者を勧誘する。実態は出資法違反の高金利貸付け。

登録ヤミ金・都イチ金融

契約書類を偽装して合法的な貸付を裝い高金利で貸す。都(1)で始まる登録業者は要注意。電子メールやDM・電話等で勧誘し持参払いが可能な範囲で集客する業者が多い。振込の業者もある。

偽装質屋・年金担保融資

価値の無い質草で取引を装い、実際は高金利で現金を貸す。年金を担保に高金利で貸し付けをする業者が多い。年金支給日が返済日で年金支給口座からの自動引き落としが多い。

システム金融

電話やFAXで事業者を勧誘し、手形・小切手を「局留め」で送らせ、身元を隠したまま、不渡り倒産のプレッシャーをかけて高金利を取り立てる。グループで組織的に活動している。

生活保護費担保融資

保護費受給日を返済日として、高金利で貸し付ける。受給者証や保護費支給口座のキャッシュカードを預かり受給日に徴収する。対面で貸し付け回収を行う業者が多い。

クレジットカード現金化

ショッピング枠での買物を装い、カード決済させ、キャッシングバックや買取りの方法で高額の手数料を取り現金化する。カード会社へは、カードで決済した額を支払うこととなる。

車金融・リース金融

自動車や重機を担保に高金利で貸付けをする。また、自動車や重機、家具等を買取り、リース等の貸金以外の取引形態を仮装して、高額の支払いをさせられる。最後は転売で暴利を得る業者。



登録があってもヤミ金なのですか？

貸金業の登録を受けていても、出資法違反の高金利で貸付けをしていれば、ヤミ金です。登録を受けたからといって、出資法違反の高金利で貸付けをすることが許されるわけではありません。逆に、貸金業者が出資法違反をしていれば、登録取消の理由になります。

【基礎知識編】

5 誰を、なぜ狙う？

ヤミ金被害の始まりは、電話やダイレクトメール（はがき）で直接・個別勧誘を受けるというのが、一番多いパターンです。なぜ、東京などに拠点をもつヤミ金が、遠く離れた地方に住んでいる被害者の住所や携帯電話の番号まで知っているのでしょうか？ヤミ金は「名簿屋」から何千人、何万人分もの多重債務者のリストを仕入れているのです。ヤミ金は、多重債務者を狙っています。



どうしてヤミ金から借りてしまうのか……？

ヤミ金からのダイレクトメールには、「ヤミ金だ」「高利だ」と書いてあるわけではありません。むしろ「50万円を年利12%で融資」などと、サラ金よりも低利であるかのように書いています。しかし実際に申込みをすると、「あなたは他に借入れがあるから、審査が通らない」と言います。

もともと多重債務者を狙っているのですから、審査などというのはデタラメで、本当は最初から低利融資をするつもりはないのです。お客様には「自分に信用がないのだから仕方がない」と思わせて、「短期・小口」の契約に話を持っていきます。

例えば、「3万円融資するから、10日後に4万円で完済。完済できないときは、利息を1万円払って10日間ジャンプ（期間延長）することもできる」という内容です。これは年利何パーセントですか？即答できる人は少ないと思いますが、年利1216%です。

お客様が迷っていると「最初に短期・小口の融資で信用をつけたら、50万円を年利12%で融資しますよ」とウソについて、短期・小口の契約をさせることもあります。



どうして次々と借りてしまうのか……？

「1万円なら何とかなる」と思いがちですが、もともと多重債務のためお金に困っているのだから、月に3回も利息の支払日があると、やりくりがつかない日が必ずやってきます。「困った」と思っていると、別の店から電話が入ります。例えば「4万円融資するから、7日後に6万円で完済。完済できないときは2万円払えばジャンプできる」という融資の勧誘です。「助かった」と思って借りてしまうのですが、実は、ヤミ金どうしが裏でつながっているのです。

「これで最初の店の分を完済して50万円の融資が受けられれば、2軒目の分もすぐに

完済できる」などと思っていると、最初の店が「最近、違う店から借りたでしょう？借入れを増やしたら、50万は融資できません」「もう1回、3万円だけなら融資してあげる」などと言います。お客様は「それなら2軒目の支払日をジャンプできる」と思うのですが、そうやって自転車操業に追い込んでいくのがヤミ金の手口です。

件数が増えれば、支払が遅れがちになります。「ふざけるな、どんなことをしても絶対払え」「お前は詐欺師か」などと怒鳴られて怯えていると、また別の店から融資の勧誘が来て、「助かった」と思って借りて……ということが繰り返されます。こうなると、もともと高金利であるうえに、利息が利息を生んでどんどん膨れ上がります。

こうして、被害者が「ヤミ金から次々と借金を重ねている」ように見えても、同じグループのヤミ金が裏でつながっていたり、実は同じヤミ金が名前だけ変えて違う店のふりをしていましたりして、実体は被害者が支払ったお金がぐるぐる回っているだけでも、ヤミ金に対する元利金が膨れ上がっていくという罠（わな）にはめられるのです。



高利を取ろうにも、お金がない人からは取れないのでは？

ヤミ金の本当の狙いは、多重債務者本人というより、その周囲の人からお金を取ることにあります。ヤミ金は、最初に申込を受けるときに「審査のため」と称して、本人の氏名・電話番号・勤務先だけでなく、家族、親類の住所・電話番号・勤務先なども聞き出しています。ヤミ金から「周りから取るぞ」と脅された借り主は、必死になって親・兄弟・職場の同僚・上司など周囲の人からお金をかき集め、ヤミ金に支払います。ヤミ金にとって、借り主は「集金マシーン」です。

もちろん、家族・親類・勤務先など周囲の人には、およそ支払義務などありません。しかしヤミ金の真のターゲットは、こうした何の責任もない人たちなのです。だからこそ、ヤミ金は市民社会の敵なのです。

【基礎知識編】

6 弱みに付け込む取立ての手口

典型的な取立ての手口は、「嫌がらせ」です。被害者を精神的に追い詰めて「悪いのは自分だ」「周囲に迷惑をかけて申し訳ない」「やっぱり払うしかない」と思わせることを狙っています。心理戦です。

本人への嫌がらせ

- ① しつこく電話をする
- ② 夜間、早朝に電話する
- ③ わざと仕事中に電話をかける
- ④ 支払えないことを責め、脅迫する
- ⑤ 身内に請求する、借金の事実をばらす、と脅す
- ⑥ 弁護士・司法書士の受任通知を無視して電話をする
- ⑦ 自宅に取立てに来て、わざと騒ぎ立て、帰ろうとしない
- ⑧ 玄関先や近所に貼り紙をする

周囲への嫌がらせ

- ① 勤務先や子供の学校に電話をかけて、伝言を強要する
- ② 近所の人に電話をかけて、伝言を強要する
- ③ 親・兄弟に「お前の身内だから代わりに払え」と要求する
- ④ 寿司店やピザ店に嘘の注文をする
- ⑤ 消防署に嘘の火災通報をする

「貸した金返せ」を大義名分にすれば何でも正当化できるというのは、ヤミ金の嘘です。「何をされても我慢しなければならない」というのは、被害者の思い違いです。こういう嫌がらせは、貸金業法の取立規制違反、刑法上の脅迫罪、名誉毀損罪、業務妨害罪、住居侵入（不退去）罪などに問われるような行為です。

ましてヤミ金が、家族、職場の人、近所の人に対して、何々をしろと要求する根拠も理由も、ありはしないのです。ただの言いがかりです。

「取立て」「追い込み」などと格好づけても、中身は単なる犯罪行為です。「嫌がらせですか、それなら何も話すことはありません。警察に被害届を出します」。毅然とした対応をすることが大事です。

ヤミ金の取立てが成功するのは、ヤミ金の言い分が正しいからではなくて、人の弱みに付け込むからです。家族に内緒にしようとすると、その弱みに付け込まれます。付け込まれる弱みをなくすことが大事です。「家族にばらすぞ」「もう、打ち明けました」。被害者が自分で家族に打ち明けてしまえば、ヤミ金も得意の決めゼリフを使えません。

ヤミ金は、嘘八百をならべたて、心理的に揺さぶりをかけようとします。ヤミ金はウソつきだ、ヤミ金は敵だ、敵の言うことは信じない。精神的に負けてしまわないように、気持ちを強く持とうとする努力も必要です。



お金を払えば、相手もおとなしくなるのでは……？

払っても問題の解決にはなりません。支払を受けておきながら、後になって、「あれでは利息分にも足りない」などと言い出したり、「担当者が持ち逃げした」などと勝手なことを言って請求を続けたりすることもあります。お金を払うことで「押せば取れる」「カモだ」と見られてしまう恐れもあります。そういう情報が他のヤミ金にも伝わって、いっせいに取立てを受けることになるかも知れません。



「今から家に行くぞ」「お前の会社に行くぞ」と言われましたが……

ヤミ金、特に東京に拠点を持つ「電話と振込」タイプのヤミ金が、遠く離れた全国各地の被害者宅に実際に押しかけるというケースは、ほとんどありません。費用も手間もかかるし、警察に通報される危険もあるからです。

地元のヤミ金の場合は、実際に来る可能性もあります。しかし、ヤミ金も、本当は「警察には捕まりたくない」という弱みを抱えているのです。

相手の様子から本当に来るかもしれないという心配があるときは、事前に地元の警察署（生活安全係）に足を運んで、「ヤミ金が取立てに来たら助けに来てもらいたいので、そのときは誰に、どうやって連絡すれば良いか、教えて下さい」と相談してみて下さい。係官と実際に顔を合わせて打ち合わせをしておけば、それだけでも心強く感じられるでしょう。

それで実際にヤミ金が来たら、打ち合せたとおりの方法で警察を呼んで下さい。

【基礎知識編】

7 出資法違反とは

元金以上のお金を取らないと犯罪にならないのですか？

違います。高金利を「受領」した場合に限らず、高金利の「契約」をしただけでも、また、「支払を要求」しただけでも、犯罪になります（出資法5条）。

書類代、調査料、手数料、違約金、迷惑料、いろんなお金を取られました……

元本以外の金銭は、すべて利息とみなされます（出資法5条の4第4項）。ヤミ金が「元金は減ってない」「完済になっていない」と言い張っているなら、それまで払ったお金は全部、利息だったということを認めていることにもなるでしょう。

「高利を承知のうえで借りたんだから、犯罪にはならない」と言われましたが？

犯罪になります。当事者どうしの合意や被害者の承諾があるという理由で、出資法の適用を免れることはできません。

借りた方も悪いのではないのですか？

処罰されるのは、「金銭の貸付けを行う者」です。出資法では、借りた人を処罰しないのです。高金利の契約をさせられた人、高金利を取り立てられた人、要求された人は、**犯罪の被害者**です。

では、ヤミ金はどんな処罰を受けるのですか？

業として金銭の貸付けを行う場合において、**年 109.5%**を超える高金利の契約、受領、要求のどれかをしたときは、**10 年以下の懲役**もしくは**3000 万円以下の罰金**、または**併科**（懲役と罰金の両方）に処せられます。（出資法 5 条 3 項）

現在横行しているヤミ金のほとんどは、年 109.5% を超える高金利ですので、これが当てはまります。

業としての金銭の貸付けを行う場合において**年 20%**を超える高金利の契約、受領、要求のどれかをしたときは、**5 年以下の懲役**もしくは**1000 万円以下の罰金**または併科です（出資法 5 条 2 項）。

なお、業としての貸付けでなくとも、金銭の貸付けを行う者が年 109.5% を超える高金利の契約、受領、要求のどれかをしたときは、5 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金または併科です（出資法 5 条 1 項）。

8 「借りたものは返せ」に騙されるな

(1) ヤミ金は、被害者に対して「金返せ」という権利があるか



ヤミ金の主張その1－借りた金を返すという約束（金銭消費貸借契約）がある。その約束（契約）にもとづいて、金を返せ

この主張は、法律的には成り立ちません。その金銭消費貸借契約は、**公序良俗に反し無効**（民法90条）です。契約にもとづく貸金返還請求権は、存在しません。

最高裁判所平成20年6月10日判決は、「社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為を反倫理的行為という」「著しく高利の貸付けという形をとて元利金等の名目で違法に金員を得得し、多大の利益を得るという行為は、反倫理的行為である」と述べています。



ヤミ金の主張その2－契約が無効でも、金を渡したのは事実だ。金を受け取る理由がないのなら、不当利得として金を返せ

犯罪の手段としてヤミ金が渡した金は、**不法原因給付**（民法708条本文）に当たるので、ヤミ金が不当利得の返還請求をすることは許されません。

最高裁判所平成20年6月10日判決は、「反倫理的行為に係る給付は、民法708条の不法原因給付にあたる」「反倫理的行為に該当する不法行為の被害者が反倫理的行為に係る給付を受けて利益を得た場合、加害者からの不当利得返還請求は許されない」ことを、明確に述べています。

(2) 被害者は、払ったお金をヤミ金から取り戻す権利があるか

被害者が払わされたお金は、ヤミ金の不法行為によって被った損害です。**不法行為に基づく損害賠償請求権**（民法709条）を根拠に、その賠償を請求することができます。

契約が無効なので法律上の原因がなく支払ったお金という点から見て、**不当利得返還請**

求権（民法703条、704条）を根拠に返還を請求することも可能です。



ヤミ金の主張その3－元本分は利益になっているのだから、賠償額から差し引くべきでは……？

ヤミ金が渡した金は**不法原因給付**に該当する以上、賠償額から差し引くことはできません。

最高裁判所平成20年6月10日判決は、「反倫理的行為に該当する不法行為の被害者が反倫理的行為に係る給付を受けて利益を得た場合、同利益について、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺等の対象として被害者の損害額から控除することは、民法708条の趣旨に反するものとして許されない」と明確に述べています。

元本名目であれ、利息名目であれ、被害者が払ったお金はすべて損害であり、ヤミ金はその**全額**を賠償する義務を負っているのです。

ヤミ金は**犯罪者**です。契約は無効なのだから、法律的には「お金を貸した」ではありません。ヤミ金は、元本名目であれ、利息名目であれ、被害者に対してお金を請求する権利はありません。

ヤミ金の被害者は、高金利の契約をさせられた**犯罪被害者**です。契約が無効なのだから、法律的には「お金を借りた」ではありません。犯罪者からお金を要求されても、**いっさい払う必要はない**のです。逆に、**今まで払ったお金を全額返せ**という権利があります。

【基礎知識編】

9 無登録ヤミ金

貸金業法による登録を受けないで貸金業を営む行為は、**10年以下の懲役もしくは3000万円以下の罰金、または併科（懲役と罰金の両方）に処せられます**（貸金業法47条2号、11条1項）。

高金利のうえに無登録営業をする無登録ヤミ金は、出資法と貸金業法との両方で処罰されます。

無登録かどうかは、どうすれば調べられますか

金融庁「登録貸金業者情報検索サービス」で検索します。

<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

金融庁のホームページで「各種情報検索サービス」→「登録貸金業者情報検索入力ページ」をクリックすると、たどりつきます。電話番号や、商号・名称、代表者氏名などで、貸金業者の登録番号などを検索できます。

「該当なし」であれば、相手は無登録業者です。

携帯電話しかないヤミ金は？

無登録業者です。

登録を受けるためには、勧誘の際に表示する営業所の電話番号を記載した登録申請書を提出しなければなりません（貸金業法4条1項7号）。場所を特定できる固定電話やフリーダイヤルは認められますが、携帯電話では認められません（貸金業法施行規則3条の2第1項1号）。

「業としていない」という弁解について

反復継続の意思をもって金銭の貸付けをすれば、貸金業にあたります。

貸付けの相手方が不特定多数の者であることは要件でないので、「紹介された相手にだけ貸している」場合も業に当たります。

利益を得たことや利息の支払約束をすることは要件ではないので、「まだ利息をとっていない」「利息は決めていない」場合も業に当たります。

積極的に勧誘をしたかどうかは要件でないので、「頼まれたから貸してやった」場合も業

に当たります。頼まれもしないのに貸付けをしたら、「押し貸し」になるだけです。

法人だろうと個人だろうと登録は必要なので、「個人としてやっている」としても無登録営業は貸金業法違反です。

貸金が本業だろうと副業だろうと登録は必要なので、「うちは〇〇（貸金以外）が本業だ」というのは理由になりません。

ヤミ金の従業員が「店に内緒で個人的に貸してやった」と言うのなら、店の貸金業に従事するだけでなく、個人としても独立して貸金業を営んでいるという意味になります。

無登録者広告勧誘

無登録者が貸金業を営業しているという広告や表示をしたり、貸金業を営む目的で融資の勧誘をしたりすると、**2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金**、または**併科**（懲役と罰金の両方）に処せられます（貸金業法11条2項、47条の3第2号）。